

国保に加入する70歳未満の方へ 入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までになります

国民健康保険に加入する70歳未満の方が入院時の医療費を支払う場合、今までは、医療費の自己負担分（3割または2割）を全額支払い、その金額が自己負担限度額を超えた額は、申請することで2〜3カ月後に高額療養費として払い戻されてきました。

平成19年4月1日からは、保険証と一緒に「限度額適用認定証」を医療機関等に提示すると、入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、高額医療費分は支払わなくて済むようになります。

「限度額適用認定証」の交付を受けるには、事前に申請が必要です。認定証が必要な方は、早めに申請手続きを行ってください。

■認定証の対象者

西条市の国民健康保険に加入する70歳未満の方で、国税を滞納していない方。

※70歳以上の方については、すでにこの制度を実施していますので、新たに申請は必要ありません。

■注意事項

○自己負担限度額は、その世帯の所得区分によって異なります（別表参照）。

○認定証は申請した月の初日から適用となります。適用される前の医療費は、高額療養費の申請をしていただくこととなります。

■申請に必要なもの

国民健康保険証、世帯主の印鑑（スタンプ式印は不可）

※平成19年1月2日以降に転

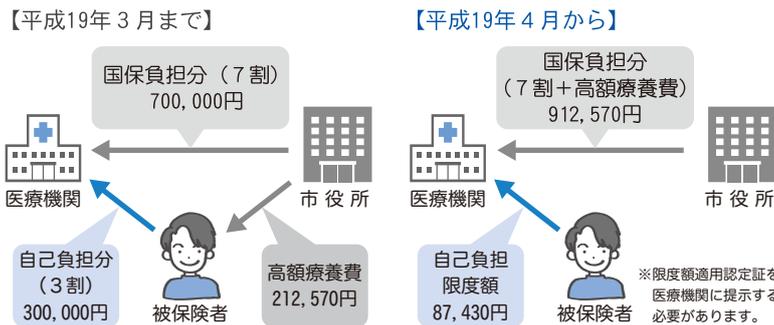
■自己負担限度額の区分表

区分	自己負担限度額
上位所得者	150,000円 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
一般	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
住民税非課税世帯	35,400円

※上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額等が600万円以上の世帯の方です。所得の申告をしていない方も上位所得者とみなされます。上位所得者区分の限度額適用認定証を交付後に、所得の申告をしていない方が所得の申告をされた場合は、申告した月の翌月から所得に応じた区分に変更されます。

※過去1年間に高額医療費の支給が4回以上あった場合は、自己負担限度額が減額されます。

■入院時の医療費の支払い例（区分が一般で、総医療費が100万円の場合）



国民年金の学生納付特例をご存じですか？

20歳以上であれば、学生の方も国民年金に加入しなければなりません。しかし、本人の所得が一定以下の学生については、申請によって保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象となる学生

大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（就学年数が1年以上の課程）に在学する20歳以上の方（一定の所得制限があります）

※夜間、定時制課程、通信課程も含まれます。

■申請方法

年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書を持って、住民票のある市区町村の担当窓口で手続きをしてください。

※前年に承認を受けた方も、年度ごとの申請手続きが必要です。

■特例の承認を受けると

承認期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、一定の条件を満たせば、障害基礎年金や、遺族基礎年金が支給されます。

■注意点

承認期間中は、年金を受け取る際に必要な受給資格期間に参入されますが、年金額には反映されません。

10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができますが、経過期間によって一定の額が加算されます。

■問合せ

- 新居浜社会保険事務所
TEL 0897-3511300
- 市庁舎本館市民課
年金係（内線2437）
- 東予総合支所市民福祉課
市民保険係（内線153）
- 丹原総合支所市民福祉課
市民保険係（内線208）
- 小松総合支所市民福祉課
市民保険係（内線133）

子どもを犯罪から守るために

新学期が始まります。子どもたちが楽しく学校生活を送るために、

- 一人にはならない
- 家の人に無断で誰かについていかない
- 何かあったら大声を出して逃げる

「登下校のルール」をしっかり教えましょう。